

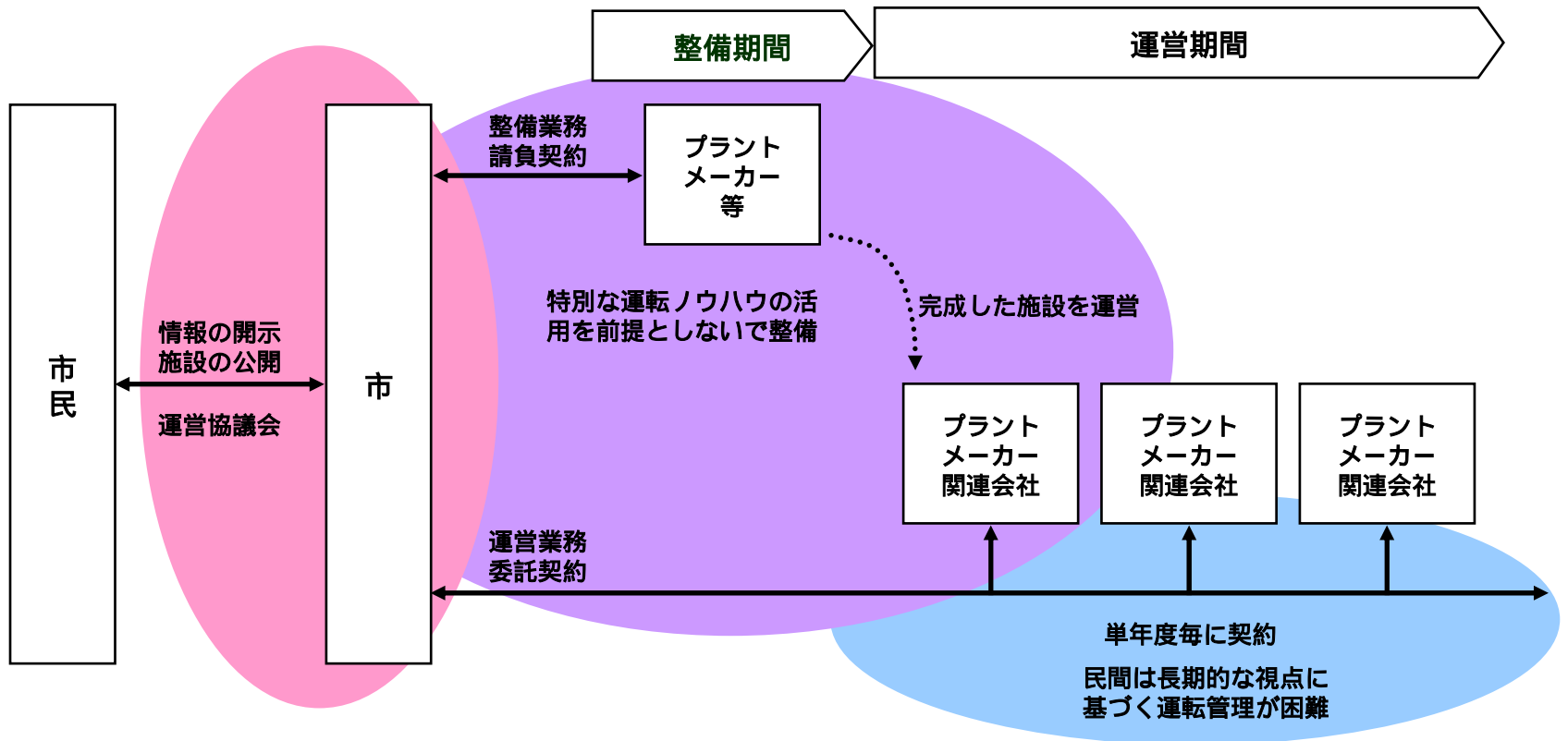


新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設 基本計画策定委員会（第9回）

事業方式について

11月18日（木）

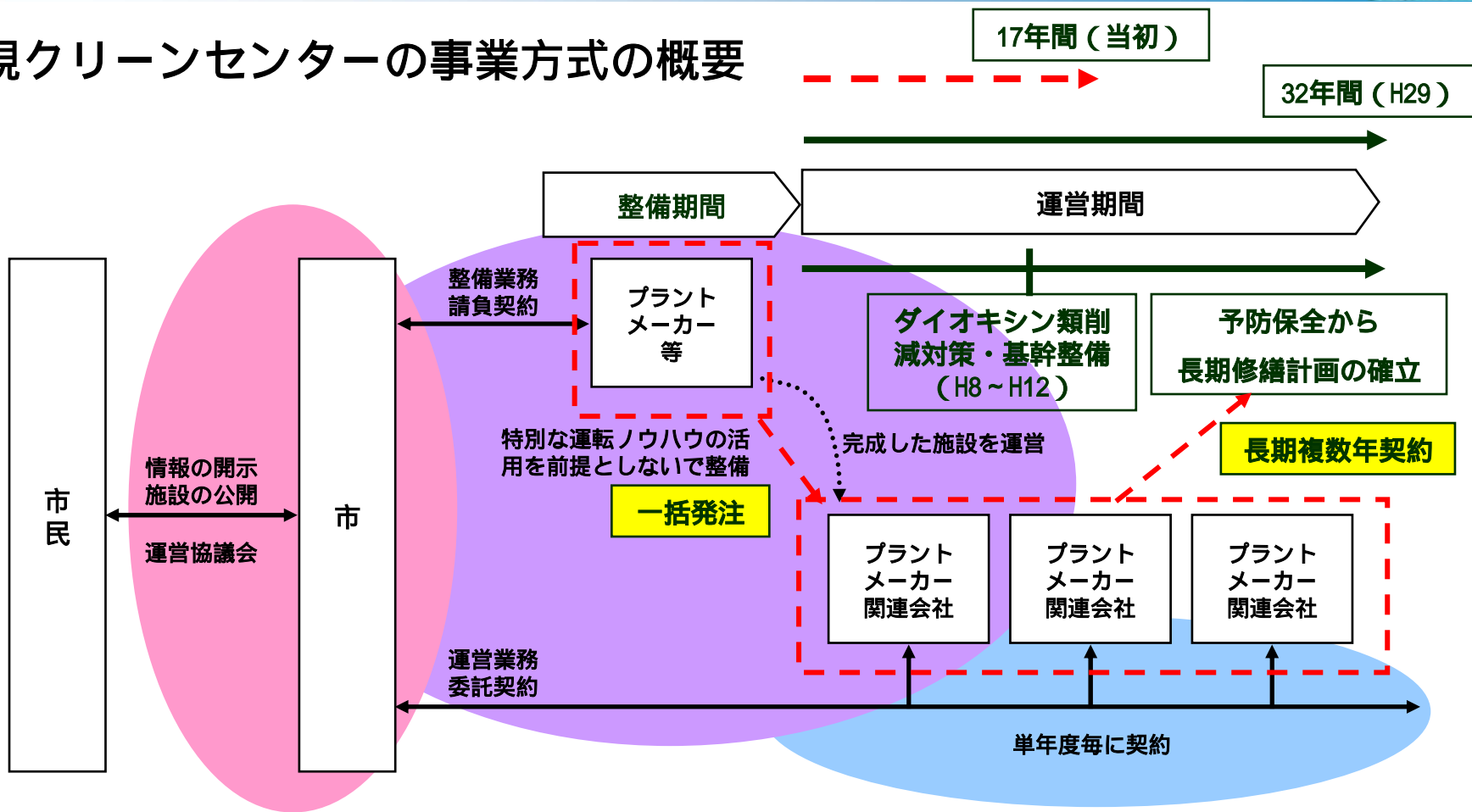
現クリーンセンターの事業方式の概要



市が事業主体
業務ごとの発注
単年度契約

- クリーンセンターの全てについて市が責任を持って市民に対応。
- × 関連する業務間で民間のノウハウが十分に活用されない。
 - × ライフサイクルコストの低減に民間のノウハウが十分に活用されない。

現クリーンセンターの事業方式の概要



市が事業主体
業務ごとの発注
単年度契約

- クリーンセンターの全てについて市が責任を持って市民に対応。
- × 関連する業務間で民間のノウハウが十分に活用されない。
 - × ライフサイクルコストの低減に民間のノウハウが十分に活用されない。

新武蔵野クリーンセンター（仮称）の事業方式の検討

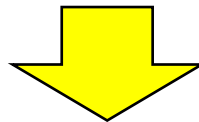
検討方針

安全で安心なごみ処理サービスの提供、事業費の削減による財政負担の縮減の2点を実現するのに適した事業手法を検討する。

現クリーンセンターの事業方式の概要

市が事業主体		クリーンセンターの全てについて市が責任を持って市民に対応。
業務ごとの発注	×	関連する業務間で民間のノウハウが十分に活用されない。
単年度契約	×	ライフサイクルコストの低減に民間のノウハウが十分に活用されない。

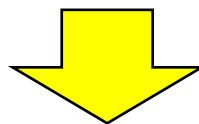
安全で安心なごみ処理サービスの提供
事業費の削減による財政負担の縮減



市が事業主体になる事業手法
民間のノウハウが活用される事業手法
公的資金を活用する事業手法

新武蔵野クリーンセンター（仮称）の事業方式（案）

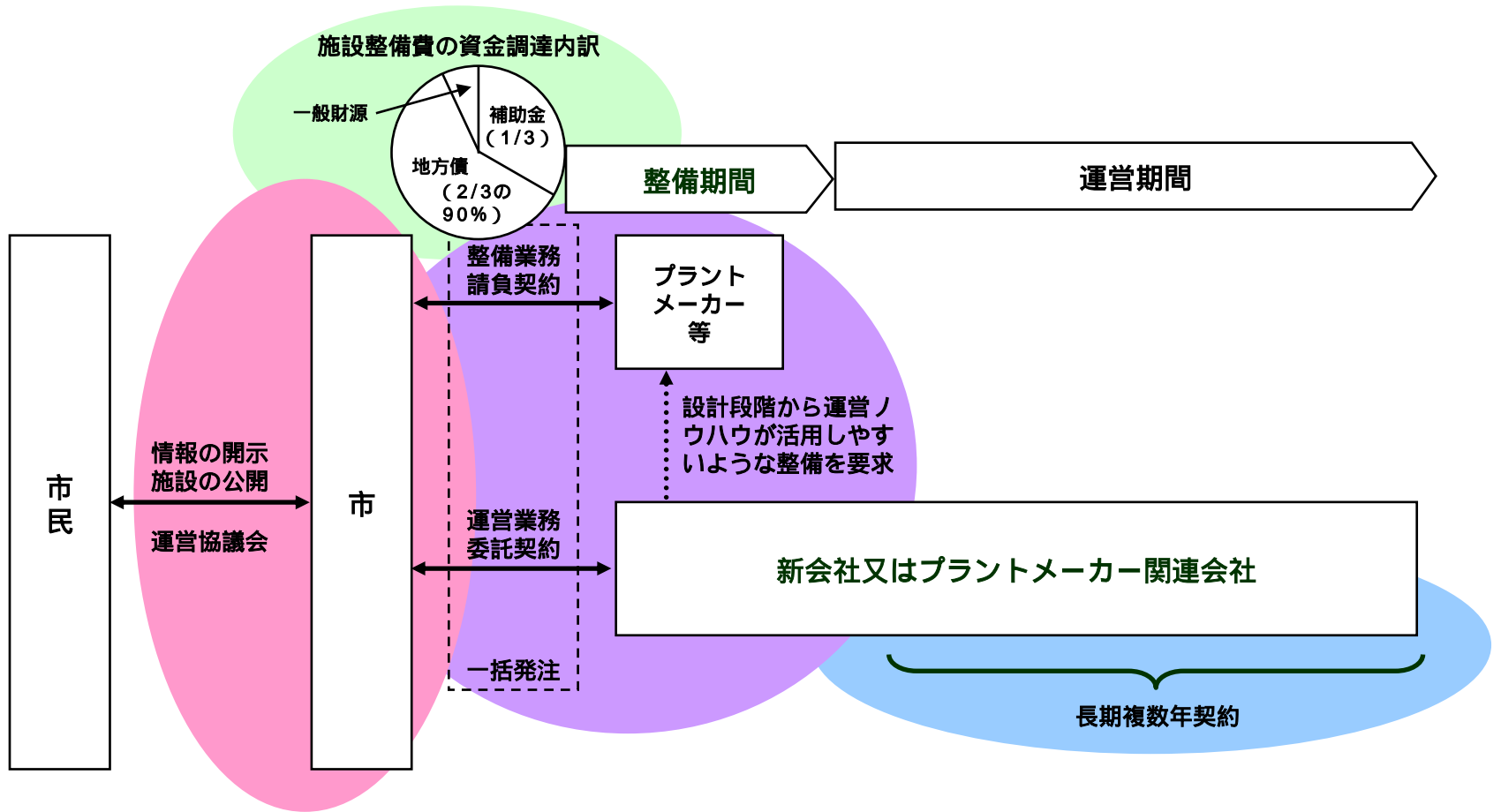
市が事業主体		クリーンセンターの全てについて市が責任を持って市民に対応。
一括発注		関連する業務間で民間のノウハウが活用される。
長期複数年契約		ライフサイクルコストの低減に民間のノウハウが活用される。
公的資金の活用		調達コスト（借入金利）の高い民間資金を活用しない。



ごみ処理施設の主な整備運営手法の概要

整備運営方式	概要	事業主体		発注方法	契約方法	資金調達	
現クリーンセンターの 整備運営方式	<ul style="list-style-type: none"> 整備段階では公共が建築主となり、建設工事を発注。 運営段階では公共が施設所有者。 施設整備から運営まで一貫して公共が事業主体。 施設整備や運営等の各業務を業務ごとに発注。 維持管理運営等の業務は単年度契約。 民間資金の活用は無し。 	建築主	公共	業務ごとに発注	単年度契約	補助金 地方債 一般財源	公的資金のみ
		施設所有者 (運営時)	公共				
		施設所有者 (終了時)	公共				
PFI事業 BTO方式 (Build Transfer Operate)	<ul style="list-style-type: none"> 整備段階では民間が建築主となり、建設工事を発注。 建設工事の完了後に施設の所有権を公共に移転。 運営段階では公共が施設所有者。 公共と民間が役割分担をする共同事業。 施設整備及び維持管理運営業務等を一括発注。 維持管理運営業務は長期複数年契約。 民間資金の活用有り。 	建築主	民間	一括発注	長期複数年契約	補助金 地方債 民間資金	民間資金の活用有り
		施設所有者 (運営時)	公共				
		施設所有者 (終了時)	公共				
BOT方式 (Build Operate Transfer)	<ul style="list-style-type: none"> 整備段階では民間が建築主となり、建設工事を発注。 運営段階では民間が施設所有者。 公共と民間が役割分担をする共同事業。 施設整備及び維持管理運営業務等を一括発注。 維持管理運営業務は長期複数年契約。 民間資金の活用有り。 	建築主	民間	一括発注	長期複数年契約	補助金 民間資金	民間資金の活用有り
		施設所有者 (運営時)	民間				
		施設所有者 (終了時)	公共				
BOO方式 (Build Own Operate)	<ul style="list-style-type: none"> 整備段階では民間が建築主となり、建設工事を発注。 運営段階では民間が施設所有者。 事業終了時に民間が施設を解体撤去。 基本的には民間が事業主体。 施設整備及び維持管理運営業務等を一括発注。 維持管理運営業務は長期複数年契約。 民間資金の活用有り。 	建築主	民間	一括発注	長期複数年契約	民間資金	民間資金の活用有り
		施設所有者 (運営時)	民間				
		施設所有者 (終了時)	民間				
DBO方式 (Design Build Operate)	<ul style="list-style-type: none"> 整備段階では公共が建築主となり、建設工事を発注。 運営段階では公共が施設所有者。 施設整備から運営まで一貫して公共が事業主体。 施設整備及び維持管理運営業務等を一括発注。 維持管理運営業務は長期複数年契約。 民間資金の活用無し。 	建築主	公共	一括発注	長期複数年契約	補助金 地方債 一般財源	公的資金のみ
		施設所有者 (運営時)	公共				
		施設所有者 (終了時)	公共				

新武蔵野クリーンセンター（仮称）の事業方式（DBO方式）



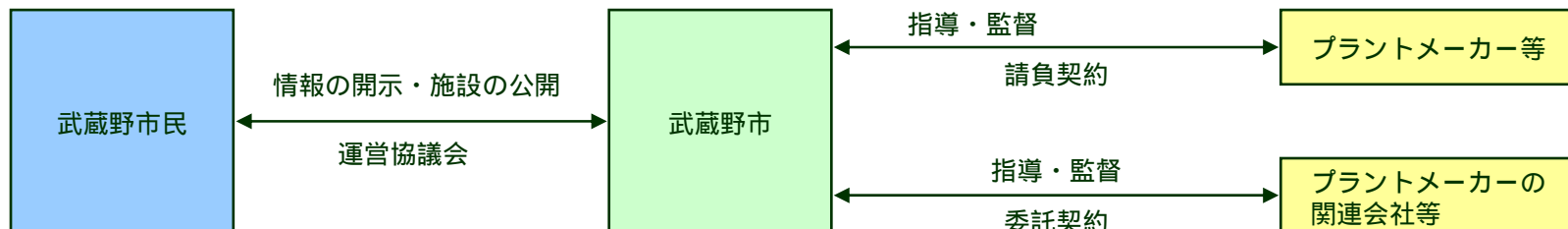
市が事業主体
一括発注
長期複数年契約
公的資金の活用

クリーンセンターの全てについて市が責任を持って市民に対応。
関連する業務間で民間のノウハウが活用される。
ライフサイクルコストの低減に民間のノウハウが活用される。
調達コスト（借入金利）の高い民間資金を活用しない。

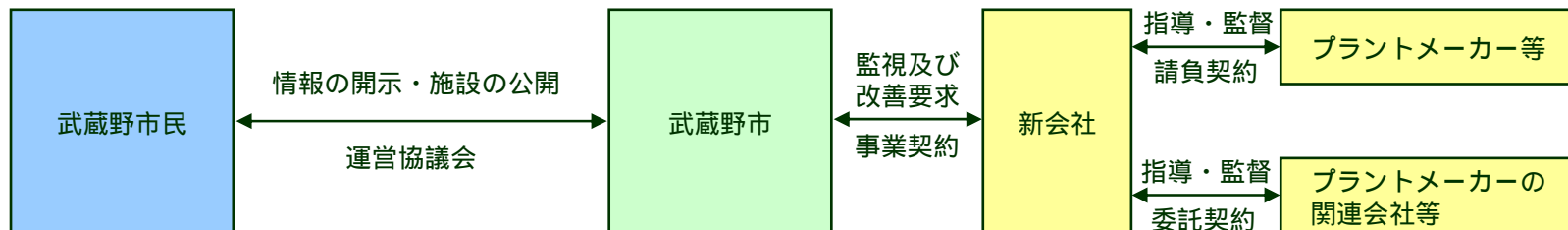
モニタリングの概要

市は、従来の整備運営方式における場合と同様に、各業務を適切に遂行させるための指導や監督を行う。
また、市は自らが指導や監督している各業務の実施状況や実施結果についての情報を開示する

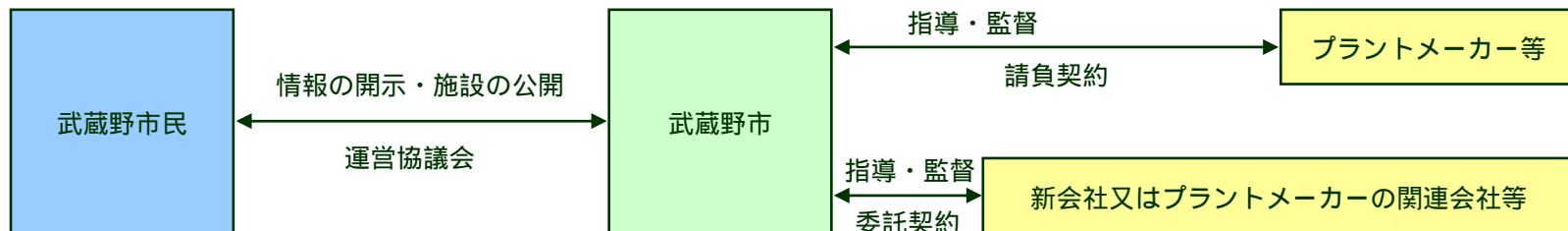
従来の整備運営方式の場合



PFI事業の場合



DBO方式の場合



参考資料

武蔵野クリーンセンター第8回作業部会（11月10日）資料

新武蔵野クリーンセンター（仮称）の事業方式の検討（前提条件）

市の責務

公共（市町村）は、廃棄物処理法第6条の2に定める「一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生を含む。）しなければならない。」義務を負っている。

（PFI事業において民間所有の清掃工場が事故により損傷した場合、民間は自らが所有する清掃工場を復旧しなければならないが、事故原因が自らの実施した施設整備や運転管理に起因するものでない場合は、公共が復旧費用を負担しない限り、自らの費用負担で復旧は行わない。）

資金調達

清掃工場の整備費については、国庫補助金（循環型社会形成推進交付金）や地方債（一般廃棄物処理事業債（充当率90%））などの公的資金による支援制度があり、施設整備費のうち約1/3に国庫補助金、残りの2/3のうち90%は地方債、10%は一般会計から措置することになる。このため、この2/3の10%（約6.7%）を一般会計で負担することが困難でなければ民間資金の活用を図る必要がない。

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づき実施。

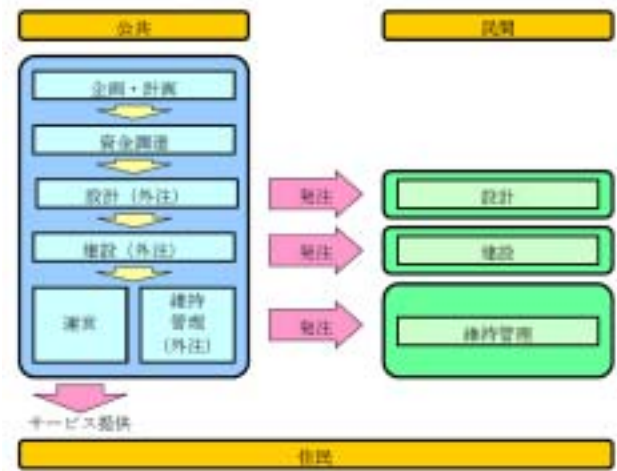
【PFIの推進により期待される効果】

- 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること
- 事業費の削減による財政負担の縮減と、質の高い社会資本の整備や公共サービスの提供が可能になる。
- 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革
- 民間事業者の自主性、創意工夫を尊重することにより、財政資金の効率的な使用や新たな官民連携（パートナーシップ）が形成される。
- 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること
- 民間に委ねることで、新規産業の創出や金融環境の整備促進が期待される。

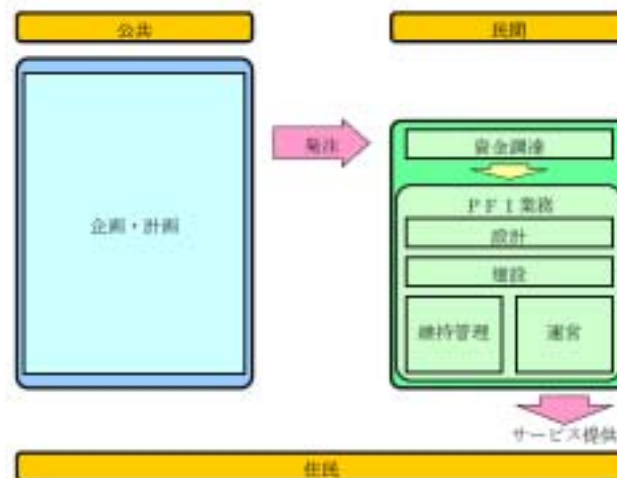
【PFI事業の特徴】

従来型公共事業の特徴	PFI事業の特徴
業務ごとの発注	一括発注
単年度契約	長期複数年契約
仕様発注	性能発注
-	民間資金・能力の活用

【従来型公共事業の例】



【PFI事業の例】



PFI法の特徴は、公共と民間が共同で事業を行うために必要な措置が定められているところであり、その主なポイントは以下の2点である。

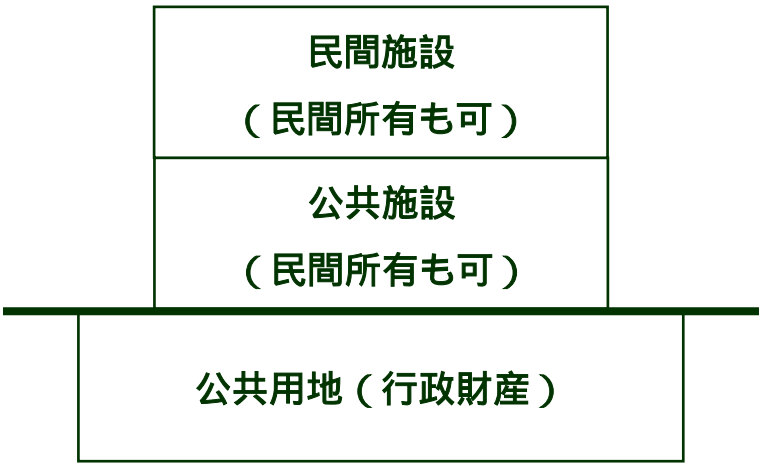
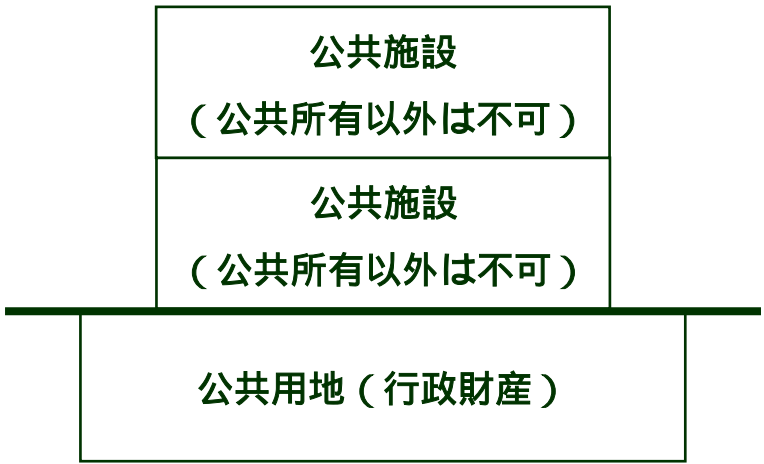
- 公共用地に民間所有の建物が整備できるようにしている。
 - 発注手続に入る前に事業内容を公表して民間からの意見等を受け入れる手続を定めている。
- (次頁参照)

従来の公共事業

公共用地（行政財産）に民間所有の建物は整備できない。

PFI事業

PFI法に地方自治法の規定を緩和する規定があるため、公共用地（行政財産）に民間所有の建物を整備できる。



民間が建物を所有する場合、取得時には不動産取得税、保有時には固定資産税、都市計画税が課税されるが、PFI法に基づく事業である場合は、それぞれの税額を1/2に減額する特例措置がとられるなどの対応も図られている。



P F I 事業においては、民間事業者の募集・評価・選定前に、発注予定の事業内容をあらかじめ公表して民間事業者との間で意見交換等を行う手続が設けられている。

公共事業における発注手続

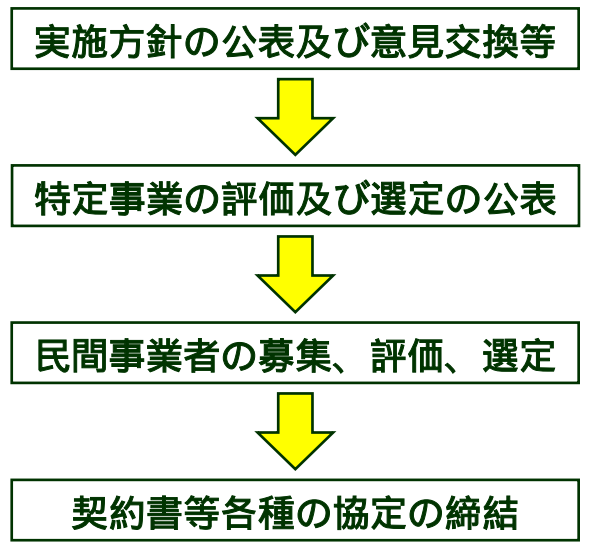
公共自らが建築主や管理者になることを前提として施設整備及び管理運営の各業務を発注する場合の手続

建築主は施設整備の各業務の実施条件を、管理者は管理運営の各業務の実施条件をそれぞれ決めることができる。
このため、公共事業における発注手続においては、建築主及び管理者である公共が実施条件を定めて発注する。
しかし、P F I 事業における発注手続においては、建築主又は管理者となる民間事業者の意見等もふまえながら、各業務の実施条件を定めて発注する必要がある。



P F I 事業における発注手続

民間事業者が建築主や管理者になることを前提として施設整備及び管理運営の各業務を発注する場合の手続



近年はP F I 事業に限らず、民間事業者との意見交換を行う手続が設けられており、民間の能力が活用されやすい事業内容として発注するように工夫されている。

	D B O方式	B T O方式	B O T方式	B O O方式
民間資金の活用	施設整備費の9割以上を国からの補助金と地方債で賄い、残りの約6%を一般会計で負担することから民間資金を活用する必要がない。	施設整備費の9割以上を国からの補助金と民間資金よりも低利である地方債で賄うことができるため、残りの約6%について民間資金の活用を図ることになり、かなり限定的な活用となる。 BTO方式		
P F I法の適用	P F I法の適用を図らなくても実施可能である。	P F I法を適用しなければ行政財産の貸付けや公有財産等の無償使用ができないため、P F I法の適用が必要である。（民間事業者が行政財産である土地の上に公共施設等を所有することができない、建設期間中に土地の使用料を負担するなどの問題が生じる。）		
実施に向けた手続	P F I法の適用を図らないため、P F I法に定める手続を実施する必要はない。しかし、P F I法に定める手続は民間事業者のノウハウ等を活用して効率的かつ効果的な事業実施を図るためのものであることから、P F I法を適用しなくてもP F I法に定める手続を踏襲して実施することが合理的である。	P F I法の適用を図ることから、P F I法に定める実施方針の公表、特定事業選定、民間事業者の募集及び選定等の手続により実施しなければならない。		